

○東京藝術大学大学美術館の所蔵品の受入及び管理方法等検討委員会規則

〔平成30年11月15日
制 定〕

(設置)

第1条 本学に大学美術館の所蔵品の受入及び管理方法等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における所蔵品とは、大学美術館が組織として管理し収蔵するものであって、東京藝術大学大学美術館運営細則第2条に掲げる資料で、展示公開及び教育研究の用に供するものをいう。

(任務等)

第3条 委員会は、学長の諮問に応じ、大学美術館に収蔵される所蔵品及び収蔵されている所蔵品に関して、次に掲げる事項を審議し、その結果を学長へ報告するものとする。

- (1) 所蔵品の受入方法について
- (2) 所蔵品の活用方法について
- (3) 所蔵品の収蔵方法について
- (4) 所蔵品の保存方法について
- (5) その他学長が必要とみとめたこと

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 理事（総務・財務・施設担当）
- (2) 副学長（企画調整担当）
- (3) 美術学部長
- (4) 大学美術館長
- (5) 美術学部教授会から選出された教員 5名
- (6) 音楽学部教授会から選出された教員 2名
- (7) 大学院映像研究科及び大学院国際芸術創造研究科教授会から選出された教員各1名
- (8) 大学美術館の教員 2名

2 前項第5号から第8号の委員は、大学美術館運営委員会の推薦に基づき学長が任命する。

(任期)

第5条 前条第1項第5号から第7号の委員の任期は3年とし、再任を妨げない

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、大学美術館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

2 委員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第8条 委員長が特に必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、大学美術館事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員会の承認を得て、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成30年11月15日から施行する。